

理容所開設届出事項変更届

年 月 日

長崎市保健所長 様

開設者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、その名称、事務所  
の所在地及び代表者の氏名 〕

次のとおり届出事項を変更しましたので、理容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

理容所の所在地	長崎市		理容所の名称		
理容師・その他の従業者の変更	氏 名	理容師免許	登 録 番 号		変更理由（異動含む。）
		有 無	厚生労働大臣 厚 生 大 臣 第 号		雇 用 ・ 退 職 年 月 日
		有 無	厚生労働大臣 厚 生 大 臣 第 号		雇 用 ・ 退 職 年 月 日
		有 無	厚生労働大臣 厚 生 大 臣 第 号		雇 用 ・ 退 職 年 月 日
		有 無	厚生労働大臣 厚 生 大 臣 第 号		雇 用 ・ 退 職 年 月 日
管理理容師の変更	氏名				
	住所				
その他	1 構造変更	5 氏名変更	内 容	年 月 日変更	
	2 代表者変更	6 住所変更			
	3 法人名変更	7 従業者の免許取得			
	4 屋号変更	8 ( )			
重複開設（理容所と美容所を同一の場所で開設）の有無			有（※備考7） ・ 無		

備考

- 1 理容師の雇用の場合は、医師の診断書（結核、皮ふ病を明記したもの）を添付し、理容師免許証又は理容師免許証明書を持参してください。（従業者の免許取得の場合も同様）
- 2 管理理容師に変更がある場合は、管理理容師講習会修了証の写しを添付してください。（原本と照合するために原本も持参してください。）
- 3 構造に変更がある場合は、変更後の平面図を添付してください。
- 4 法人関係に変更がある場合は、登記事項証明書を持参してください。
- 5 氏名に変更がある場合は、戸籍抄本を持参してください。
- 6 理容所開設検査確認済証の記載事項に変更がある場合は、理容所開設検査確認済証を添付してください。
- 7 重複開設している場合は、施術者全員が理容師及び美容師両方の資格を有することが必要です。

開設検査確認済証の 亡失の場合	理 由	
--------------------	-----	--

決 裁 日	
連 絡 日	
台帳記載日	

受 付 欄